

社会福祉法人札幌会 虐待防止委員会運営要綱

(委員会の設置)

第1条 社会福祉法人札幌会が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は虐待防止対応責任者（以下「責任者」という。）、虐待防止委員長（以下「委員長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 責任者は、理事長とする。
- 3 委員長は、管理者とする。
- 4 委員は、責任者が指名した者とする。
- 5 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年3回以上開催する。

- 2 会の開催の必要があるときは、責任者又は委員長が招集し開催する。

(虐待通報の受付)

第5条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文章、口頭による通報によっても受け付けることができる。また、通報の受付に際して次の事項を定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止委員会の話し合いへの第三者委員の助言と立会の要否

(委員会の業務)

第6条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 虐待通報の受付業務
- (2) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (3) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (4) 第三者委員への虐待内容報告
- (5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第7条

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待の無い施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の責任者、委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附 則

この運営要綱は、平成26年 2月19日から施行する。